

業種ごとの感染拡大予防対策等について

1 ガイドラインの作成等について

- 今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。
- 社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成・普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただきたい。

2 リスクに応じた対策の検討について

- 事業者においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討していただきたい。
 - ① 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）には特に注意する。
 - ② 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場がどこにあるか等を評価する。

3 各業種に共通する留意点

- 基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要である。例えば、人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）することのほか、以下のものが挙げられる。
 - ① 感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む）
 - ② 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
 - ③ マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
 - ④ 施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる）
 - ⑤ 施設の消毒

4 症状のある方の入場制限

- ① 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけることは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策であること。また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられること。
- ② なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられること。

5 感染対策の例

- ① 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ② 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ③ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
- ④ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ⑤ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ⑥ 手洗いや手指消毒の徹底を図る。

※ 美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行う。（手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とする。）

6 トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ① 便器内は、通常の清掃が良い。
- ② 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ③ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ④ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ⑤ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

7 休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ① 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ② 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ③ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ④ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

8 ゴミの廃棄

- ① 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ② ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ③ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

9 清掃・消毒

市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常のコ扫除後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常のコ扫除で良い。

10 その他

- ① 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ② 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

※ 業種ごとに対応を検討するに当たっては、これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要である。

（参考）上記のほか、業種毎の感染防止対策の例など

【例1】催物（イベント等）について

基本的対処方針において示されているように、感染防止対策を講じた上での比較的小人数（参加人数が最大でも50人程度）のイベント等については、イベントの制限の解除も含めた適切な対応ができるとされている。イベント等を開催するためには、以下の①から③のような条件を満たす必要があると考えられる。

- ① 三つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ2 mを目安に）
- ② 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- ③ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること

【例2】 劇場、観覧場、映画館又は演芸場（第4号）、集会場又は公会堂（第5号）、展示場（第6号）

- ① マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- ② 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること
- ③ 適切な消毒や換気等が行われること、などの徹底した感染防止対策が行われること。なお、これらの施設で開催する催物（イベント等）に関しては、【例1】を参考に、参加する者が比較的少人数のもの等に限定することとする。

【例3】 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（第7号）、理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗（第12号）、自動車教習所又は学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設（第13号）

これらの施設では、【例1】の①から③のような対策に加え、従業員と客との間や、客と客との間にパーテーションを設けるなどの徹底した感染症対策が行われていること。

【例4】 食堂、レストラン、喫茶店などの接待を伴わない飲食店

- ① 個室などの密閉した部屋の使用や、座敷席等における多人数での使用を控える
- ② 座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除する
- ③ 接客時等におけるマスク着用、客の入れ替え時の適切な消毒や清掃、大皿での取り分けによる食品提供の自粛
- ④ 従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底することに加え、酒類の提供時間についても配慮する など